

京情審答申第118号
平成28年3月10日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成27年7月2日付け7経第308号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年1月13日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「農地法の農地転用許可を必要としない場合の都市計画法上の許可の有無について記された文書」及び「農地法上の許可及び都市計画法上の許可の取り扱いについて、それぞれの所管課がその取扱いについて合意した文書」（以下「請求対象文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成27年1月26日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した。同年3月13日、実施機関は、請求対象文書を保有していないため、本件請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書（不存在等）を異議申立人に送付した。
- 3 平成27年4月10日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成27年7月2日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

請求対象文書を作成せず、又は保有していないことを非公開の理由としているが、国では、開発許可等と農地転用許可との調整に関する覚書（昭和44年10月21日付け44農地B第3177号、建設省計宅開発第103号。

以下「覚書」という。)が存在している。覚書に基づく請求対象文書が存在しないことが問題である。

覚書は、事務手続の方法を示した国の合意文書であり、開発許可及び農地転用許可の手続について、同時申請・同時許可とすることを示している。そのため、農地法（昭和27年法律第229号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において同一の処分がなされないことは、国が示したこの原則に反することになる。農地法上の農地転用許可申請を必要としない場合、都市計画法上の開発許可申請の有無についての取扱いはどのようなようになるのかを確認すべく本件請求をしているのであり、覚書が存在しているにもかかわらず、実施機関において請求対象文書を作成せず、又は保有していないことは考えられない。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

覚書に基づいて、請求対象文書を作成すべき義務はなく、覚書の存在は、請求対象文書が当然に存在する理由にはならない。実施機関は覚書に基づいて事務処理を行っているので、請求対象文書は、実施機関では作成していない。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、覚書が存在するにもかかわらず、実施機関が請求対象文書を作成せず、又は保有していないことは考えられず、請求対象文書が存在するはずであると主張する。

実施機関に確認したところ、実施機関は覚書に基づいて事務処理を行っており、新たに請求対象文書を作成する必要はないとのことであった。

このことについて実施機関の説明に不合理な点はなく、また、これを覆し、異議申立人が主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相当である。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 7月 2日	諮問書の受理
平成27年 7月31日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年 8月18日	異議申立人の意見書の受理
平成27年10月15日	第1回審査会
平成27年11月13日	第2回審査会
平成27年12月 1日	第3回審査会
平成28年 2月24日	第4回審査会
平成28年 3月10日	答 申